

特定金属くず買受業を営む皆様へ ～金属盗対策法の施行について～

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(通称「金属盗対策法」)のうち、特定金属くず買受業に係る措置が令和8年6月1日に施行されます。

令和8年6月1日から施行



1 特定金属くず買受業の届出

特定金属くず買受業を営む場合には、営業所ごとに、都道府県公安委員会への届出が必要になります。

※ 特定金属くず：主として銅により構成されている金属くず

■ 届出期日

- ・ 新規に買受業を開始する場合 … 開始しようとする日の前日まで
- ・ 施行の際、既に買受業を営んでいる場合 … 令和8年8月31日まで

■ 届出先

営業所の所在地を管轄する警察署

■ 提出書類

- ・ 営業開始届出書 1通
- ・ 営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図(個人の方)
 - ・ 住民票の写し(本籍(外国人の方は国籍等)記載のもの)
- (法人の方)
 - ・ 定款
 - ・ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ・ 代表者の住民票の写し(本籍(外国人の方は国籍等)記載のもの)

2 氏名等の表示

届出後、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名等を表示しなければなりません。ウェブサイトへも氏名等を表示しなければなりません(一部例外あり)。

※ 表示項目：氏名又は名称、届出公安委員会の名称、届出番号 など

3 本人確認

特定金属くず買受け時の相手方の本人確認が必要になります。

本人確認は、国家公安委員会規則で定める方法により、買受けの相手方の本人特定事項の確認を行わなければなりません。

- ※ 国家公安委員会規則で定める方法の一例(詳細は金属盗対策法施行規則をご確認ください。)
 - ・ 運転免許証・在留カード・特別永住者証明書・個人番号カード等の顔写真付き本人確認書類の提示を受ける方法
- ※ 本人特定事項(法人の場合、取引の任に当たっている自然人の本人確認も必要)
 - ・ 自然人の場合 … 氏名、住居、生年月日 など
 - ・ 法人の場合 … 名称、本店又は主たる事務所の所在地

4 本人確認記録の作成等

- 本人確認を行った場合には、直ちに本人確認記録を作成しなければなりません。
 - ※ 本人確認記録の作成は、本人確認方法に応じた作成が必要
 - ※ 本人確認記録の記録事項
 - ・ 本人確認を行った者の氏名
 - ・ 本人確認記録の作成者の氏名
 - ・ 本人確認書類等の提示等を受けたときは、提示等を受けた日付など
- 本人確認記録は、当該本人確認に係る買受けの行われた日から3年間保存しなければなりません。

5 取引記録の作成等

- 特定金属くずの買受けを行った場合には、直ちに取引記録を作成しなければなりません。
 - ※ 取引記録の記録事項
 - ・ 買受けの相手方の氏名又は名称
 - ・ 買受けの日付及び時刻
 - ・ 買い受けた特定金属くずの量
 - ・ 買い受けた特定金属くずの特徴
 - ・ 買い受けた特定金属くずの価額など
- 取引記録は、当該取引に係る買受けの行われた日から3年間保存しなければなりません。

6 警察官への申告

取引の態様その他の事実を照らして、買受けに係る特定金属くずが盗品に由来するものである疑いがあると認めるときは、直ちに、警察官にその旨を申告しなければなりません。(例:買受けの際に本人確認を拒否する など)



<問合せ先>

- ・ 福島県警察本部生活安全企画課生活安全指導第一係
(代表:024-522-2151、内線:3313、3314)
- ・ 営業所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課